

議第99号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 9月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市明德児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 岩 倉 南 児 童 館	京都市左京区岩倉下在地町213番地の1
-------------------	---------------------

別表第1 京都市円町児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 朱 雀 第 三 児 童 館	京都市中京区壬生松原町19番地の2
---------------------	-------------------

別表第1 京都市山ノ内児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 西 京 極 西 児 童 館	京都市右京区西京極火打畑町6番地の1
---------------------	--------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、各児童館に関する部分につき市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他京都市岩倉南児童館、京都市朱雀第三児童館及

び京都市西京極西児童館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市岩倉南児童館、京都市朱雀第三児童館及び京都市西京極西児童館を設置する必要があるので提案する。